

平成20年度

行政監査の結果に関する報告書（概要版）

（県が発行する刊行物の作成及び活用状況について）

平成21年3月

島根県監査委員

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施するものであり、平成20年度においては、次のとおり実施した。

第2 監査の概要

1 監査対象事務

県が発行する刊行物の作成及び活用状況について

(注) 対象とした刊行物は、平成19年度中に県が印刷会社等に発注して作成した冊子、パンフレット、リーフレット、チラシなどのうち、県民、市町村及び関係団体等に対して県の施策や制度等を周知するなどのために発行した印刷物である。

2 監査対象事務の選定理由

県行政は、県民にその情報を的確に提供し、県民の理解と参画を得ながら進めていくことが必要である。

県が発行する冊子やパンフレットなどの刊行物は、県の計画、施策内容、事業成果等の県政に関する情報や制度の周知等のための重要な媒体になるものである。

このため、刊行物をより意義あるものとし、今後の県行政の推進に資する観点から、監査することとした。

3 監査実施機関及び刊行物

刊行物のほとんどは本庁で作成されていることから監査は本庁を対象とし、このうち特に県民向けの広報や啓発をするための刊行物を作成した38課の41刊行物(10～12ページ参照)について実施した。

監査対象刊行物の種別

(単位：件、円)

部局	冊子	パンフレット	リーフレット・チラシ	その他	合計	契約金額
知事部局 (33課)	17	9	6	4	36	96,549,141
教育委員会 (4課)	1	1	2		4	4,082,008
警察本部 (1課)		1			1	149,625
合計 (38課)	18	11	8	4	41	100,780,774

4 監査実施期間

平成20年12月4日～平成21年3月3日

5 監査の実施方法

監査については、職員調査結果及び監査実施機関から提出された監査資料等による書面監査とした。

6 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を着眼点とした。

- (1) 刊行物の作成目的及び必要性等は適切であるか。
- (2) 刊行物の記述等は適切であるか。
- (3) 刊行物の活用等は適切であるか。
- (4) 刊行物の予算執行等は適切であるか。

第3 組織及び運営の合理化に資するための意見

本年度の行政監査は、「県が発行する刊行物の作成及び活用状況について」を監査対象事務とし、本庁38機関（対象刊行物41件）を選定し、各種の刊行物がそれぞれの目的に沿ってどのように作成され、活用されているかについて監査した。

今回監査対象とした刊行物については、おおむね適切に作成され、配布されていたが、今後、県が刊行物を作成し、発行するに当たっては、特に次の点に留意されたい。

1 刊行物の目的及び必要性について

定期刊行物の中には、発行が重ねられていく中で、配布先や作成部数等について目的や必要性に沿った検討が十分行われないうまま作成されているものがあった。刊行物の作成に当たっては、その目的及び必要性に照らし、内容、配布先、作成部数等について十分検討されたい。

P 3 刊行物番号4, 10, 29, 32

2 編集協議の実施について

刊行物を作成するに当たっては、グループや課内で十分編集協議を行うとともに、必要に応じて他課や関係機関等にも意見を求めるなど、より効果的な内容となるよう努められたい。

P 3・4 編集協議が行われていないもの 8件
うち他部局との協議が必要なもの 1件

3 刊行物作成に係る事務手続について

刊行物発注の際には、規格、紙質、納入方法など必要な事項を記載した印刷仕様書を適切に作成されたい。

P 4 執行伺いはあるが、仕様書までは作っていないもの 7件

また、印刷に併せて電子データを納入させる場合や再生紙を使用する場合にはその旨を仕様書に明記されたい。

P 4 仕様書なしがほとんど

予備として必要以上に印刷したものや、配布する必要性を十分検討しないまま従前と同様の部数を印刷されたものがあつたが、配布先での活用状況を調査する等により作成部数の積算を適切に行われたい。 P 4 刊行物番号 4、10

4 再生紙の使用及び表示について

環境に配慮する観点から、現在県において推進されている「島根県グリーン調達推進方針」に基づく再生紙の優先的使用について、さらに徹底されたい。

また、使用した場合の統一的な表示方法について検討されたい。

P 4 使用していなかったもの 20%

P 5 再生紙使用のうち表示なしが73%

5 インターネットによる情報提供の推進について

インターネットによる情報発信は、広く一斉に情報を届けることができるという利点があるので、印刷物の発行だけではなくインターネットとの併用に引き続き積極的に取り組まれたい。 P 6

また、配布先が行政機関や関係団体に限定されている刊行物については、経費節減や森林資源の保護などの観点から、インターネットへの移行について検討されたい。 P 6

なお、内容をホームページに掲載する場合は、インターネットの利用が可能な関係機関等については刊行物の配布を見直されたい。 P 6

6 刊行物の作成上の留意点について

専門用語や外来語を使用する場合は、読者の視点に立って、注釈等による説明や適切な言い換え(平成15年10月10日付け総務部長通知)等の工夫を行い、簡潔で分かりやすい表記・表現に心がけて情報提供するようにされたい。

また、刊行物について読者からの問い合わせに対応するため、少なくとも課名、電話番号を表示するとともに、FAX番号、メールアドレスについてもできる限り表示するようにされたい。 P 6・P 7

7 刊行物の活用について

刊行物は、作成しただけではその目的を達成していることにはならず、適切に配布され、活用されることが重要であるが、市町村や関係団体等に配布した後に、その評価・意見の把握や残部数の確認が行われていないものがほとんどであった。

については、必要に応じて掲載内容、配布方法等についての意見の聴取、アンケート調査の実施、配布先への残部数の照会等を行い、その結果を今後の刊行物の発行に生かされたい。

監査を実施した41件の刊行物は、平成19年度に県が発行したものの一部であり、他の刊行物についても同様に改善又は検討を要するものがあると考えられるので、刊行物を作成するに当たって共通の基準となる作成指針を策定するなど、適切な措置を講じられたい。